

核兵器禁止条約に賛同し、批准の手続きを求める意見書

広島・長崎の被爆から72年、本年7月国連本部に於いて、「核兵器禁止条約交渉会議」が開催され、国連加盟国の63%にあたる122カ国という圧倒的多数の賛成によって、核兵器禁止条約が採択された。

この核兵器禁止条約の採択は、被爆体験の悲惨さを語りながら核兵器廃絶を訴えてきた、被爆国日本の切実な願いであり、歴史的な大きな前進である。

この条約は、50カ国が批准し90日後に発効する規定になっており、発効後は、条約に反するあらゆる活動が国際社会の非難の対象となり、核兵器を違法とする法的規範が確立する。

しかしながら、唯一の戦争被爆国である日本政府が、この核兵器禁止条約への参加を拒んでいる現実、広島・長崎のあの厳しい惨状を経験している国として、失望が広がっている現実がある。隣国である北朝鮮の今日の現実を直視するとき、今こそ核兵器禁止条約に参加し、日本がその先頭に立って核兵器の開発、生産、実験、保有、貯蔵の禁止をしっかりと申し合わせして国際平和に貢献すべきではないか。

以上の趣旨から、飯山市議会は日本政府に対し、核兵器禁止条約への賛同と批准の手続きを早急に進めるよう要望するものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

外務大臣

飯山市議会議長 佐藤正夫